

古語拾遺云、當社は、經緯主神、磐筒イハ、ト女神之子也、

高良カハラ 本朝文集云、神戶道磨男子美乃利磨託宣、件兒齒髮七歲、未辨善惡、爰共父參上社、良久件兒走廻玉殿十餘匝、即叩聲穿雲、泣云、我昔於第十六代譽田天皇御宇、貴爲農昏武略之健將、此代蜂起之敵、州末伏鳥合之夷地、其後牽宿習生家此林、爰ヒ、國宰依示現、林中掃荆棘、平石巖、草創佛殿、弥勒像一軀、毘沙門天一躰安置、弘仁元年三一、改造講堂、三間四面、從最初建立之年、至今年之間、經一百三十箇年、

香春カハル

香椎宮 筑前國香柄屋郡御坐、香椎大明神、其御名大多良知女卜申、

感神院 祇園、

諸寺

高野山 弘仁七年建之、弘法大師御入定地也、号金剛峯寺是也、件處委注、仍略之、

勝尾 カチヲ 在攝津國〔標榜〕郡、孝謙天皇御宇左衛門府生時原〔佐道〕之子、證如聖人、於十六歲、登勝尾山寺、依付證道上人、習

學顯密正教、根性敏、通幸甚深妙義、尋窈窕之地、結構草菴、對行上品上生業、貞觀九〔八カ〕八月十九日往生云、

葛木 カツラキ 大炊天皇御宇、封五十戶施入之、

笠置 カサキ 天智天皇御願、天智天皇皇子狩獵之間、皇子就鹿馳行、駿馬到臨高岸、鹿失足而落、拋弓矢雖引手繩、敢不留、至

崢巖之透出、馬駭餘足、四蹄聚一處、直下者十許丈也、眼眩轉而不矚谿床、驚擬還馬、無足之所踏、如夢、願曰、山神鬼魅、

若扶吾命者、於巖畔奉刻弥勒尊像、依願力須臾如有冥助、仍建立之、

葛河 カツラカハ

感應寺 号河崎寺

海印寺 格云、此寺僧等惣百餘人、朝廷擇傳法者、配景年分、兼施供新、令祈國家、而無他褒賞、如先功效御齋維摩取勝等三會、

聽衆內、每年各預一人、俱宮中法會、人多家少、割花嚴宗聽衆二人之一、以爲其員、又二會立義法隆寺分者、本是輪轉之內、

今已有 勅、入七大寺、例以此寺僧、永被補預、然則々々、山城國乙訓郡木於山峯、建立十院、惣皆學七家八宗業、十院惣名海印三昧寺、

加留寺 本尊藥師如來、

戒壇院 或書云、天平勝寶六一四月、於大佛前立戒壇、天皇受菩薩戒、後於大殿西、別作戒壇、

孝謙天皇御宇、天平勝寶六年<sup>甲午</sup>、始東大寺戒壇建立、同七<sup>乙未</sup>於戒壇行受戒、延曆寺戒壇事、嵯峨御宇、弘仁十三<sup>壬寅</sup>建立之、

或書云、傳教大師延曆寺申立戒壇、而五月十九日大僧都護命進奏狀云、

又在延曆寺止觀院壇上、

川原寺 齊明天皇御宇造之、見扶桑略、

嘉祥寺 格云、先帝奉爲<sup>仁明</sup>深草天皇所建立之、内西院建立之、

講堂<sup>延壽寺</sup> 在四王院延命院中間、安置金色胎藏大日如來、居立八尺、左同弥勒菩薩一躰、立長一丈五尺、右十一面<sup>一</sup>、立長

同、文殊聖僧一、

皮堂 号行願寺、依皮聖人建立、名皮堂、堂中奉安置佛菩薩等像、金色千手觀音立像一躰、<sup>高八尺</sup>在天蓋、鏡廣一尺、金色釋迦

如來座像一躰、五尺、花坐、金色弥陀如來坐像一躰<sup>五尺</sup>、<sup>須弥座</sup>金色聖觀音立像一躰、右千手觀音像、以靈木所奉造也、件靈木

依有夢告尋求也、有大梓木、每齊日樹下有讀陀羅尼聲、古人相傳是云靈木々々、

鎌藏

河原院 本朝文集云、夫河原院者、<sup>弘仁</sup>弥仁先朝第十二皇子、<sup>第2</sup>左丞相融卿之甲弟也、相府在世之間、窮風流之體、擅遊蕩之美、疊山

果巖、草木比其枝、鑿池湛水、魚鳥戲其波、調管絃於仙臺、翫文籍於月殿、寬<sup>平</sup>法帝脫履之後、時々遊覽焉、勝地再逢主、幽

境重得時、厥後早改蓮府之号、更爲花界之砌、鐘磬懸<sup>今</sup>号、增地勢之幽奇、幡蓋飄<sup>今</sup>号、從天然之形勝、

香集堂 以東洛北邊一條四坊六町、有一朝故大夫、姓小野名延貞也、從生年十一歲、至于七旬餘齡、苦奉仕虛空藏菩薩、從彼童

蒙玄髮之時、逮于老耄白鬢之日、常致恭敬供養、白諸佛菩薩言、香集世界勝華敷藏如來、一生補處薩埵虛空藏菩薩、有能滿諸

四天王寺者 用明天皇御宇

御手印轉記  
法号慈陵寺、〔荒カ〕〔傳カ〕慈陵卿荒傳東建立、故以處村字号寺名、發願四大天王、故曰四天王寺、斯處昔尺迦如來轉法輪所、尔時生長者身供養

如來、助護佛法、此地敷七寶、故青龍恆守護、麗水東流、号白石瑠璃水、以慈悲心飲之爲法藥、寶塔金堂相當極樂土東門中心、以鬢髮六毛相加佛舍利六粒、籠納塔心柱中、表利六道、相寶塔第一露盤、誓手鍍金、表遺法興滅之相、金堂內安置金銅救世觀音像、設官守屋所領田園十八万六千八百九十代、定寺永財了、

善光寺者 推古天皇御宇

在信濃國、本尊一擇手半阿旃陀如來觀音勢至、件像釋尊在世之時、天竺毗沙離國月蓋長者、隨尺尊教示、正向西方遙致禮拜念佛、于時月蓋門闢現住三尊、以金銅所奉鑄寫、件佛菩薩像也、月蓋遷化之後、佛像騰空飛到百濟國、一千餘年從百濟國浮浪來日本難波津、天國排開廣庭天皇治十三年<sub>壬戌</sub>十月十三日也、其後經三十七箇年、始有佛法、仍以此三<sub>〔尊カ〕</sub>、爲佛像之最初、推古天皇治十年<sub>壬戌</sub>四月八日、依如來之託宣、給宣旨奉信濃國水內郡、

談峯者 天智天皇御宇

定惠和尚建立、在大和國、在十三重塔、彼塔移清涼山寶池院塔、和尚在唐時、調備材木瓦等、依乘船狹、一重之具、留棄渡海、攀登此峯、歎言、材木不備、所願何遂、漸及十二重、歎息無措、夜半雷電霹靂、大風大雨、忽然天晴、明朝材瓦積重、形色無異、知飛來也、和尚感然伏地、見聞奇異、塔內安置文殊菩薩像、和尚在唐時、夢言、吾身忽居談峯、大織冠告言、吾今上天、汝此地建立塔修淨業、降神當嶺擁護後葉、流布釋教、于時己巳十月十六日時夜二更也、大臣聞斯信伏稽首不已、和尚引率廿五人、參阿威山墓所、掘取遺骸、手目懸頸下落淚言、吾天萬豐日天皇太子、宿世之契爲陶家子、役人荷土共登談峯、安置遺骸於十三重塔之底、御平生之時約契和尚之、若點墓所於此地、子孫上大位、

箕面寺者 天武天皇御宇

攝津國之北楞、豐嶋郡之北山、有一聖跡、箕面寺是也、役優婆塞白鳳二十年攀躋于當山、隨從于澗流踰山濟川、漸高上時、往々所見致有瀧三所也、最上者雄瀧也、〔洞カ〕深消長一丈餘、第二瓔珞瀧也、崖石津滴貫青苔珠、第三雌瀧也、轉蹊烈峻元高十五丈餘、淨水之

粧似于曝布、頂上之壺龍穴也、其龍色錦斑、疊嶺高峻、洞深崎、北与南帶於霧隱於月、同年四月十七日、夜夢爲檢知龍穴底、入于森淵之中、可一里有一城、銅於石門有伎樂之調、隨喜豎毛於門前誦持呪落刃、然間 來問宣、梵誦誰人、答言、日本國役優婆塞行者、乃問、君何人哉、報宣、我是德善大王、又問、是何處哉、答宣是南天竺龍樹菩薩淨刹也、即排於雙扉觀闕四方、淨土莊嚴、中央宮殿之內、妙莊嚴床坐之上、龍樹菩薩升才天女儼然而坐、夢覺不日點定瀧下西脇、結構草庵、奉安置等身龍樹并弁才天女像、同年十月十七日<sup>甲</sup>開眼供養、瀧面之姿似箕故、号曰箕面寺、

笠置寺者 天武天皇御宇歟

天智天皇之子好文章、又好遊獵致害猪鹿、是皇子乘飛雲之馬、備法駕、率群直從山代國道崎、漸踏笠置之峯、群晡田獵馳散各隨鹿羣、皇子就鹿走馳行、駿馬控弓向東到臨高岸、馬失足而倒、急拋弓矢雖引手綱敢不留、至崢嶸之透出、馬馳餘足四蹄聚一處、直下者下十丈許也、眼眩轉而不矚路底、驚擬還馬無足之所踏、欲進轡如壁之聳立、神驟情駭、將与馬死、誓云、山神鬼魅、若扶吾命者、於此巖畔奉刻拈勒尊像、立願、須臾如有冥助、馬役四足指後而退、還竟、屈路地脫所服之蘭笠、置後日之指南、經一兩日尋至笠置所、擬擊山腹像乎嵩其面、谿谷不食響、誓念暗報天人助之、刻雕急成、黑雲覆山、宛如子夜暗、中有聲若奔散、造像既畢、雲去霞晴、纒運步之輩、植往生都率之種也、偶礼尊顏之族、結龍華成道之果也、

藥師寺者 天武天皇御宇

天武天皇即位八年、皇后病不愈、爲除病延命、發奉造丈六藥師佛像之願、爰佛驗靈異、皇后病愈、天皇大感、鑄金銅之像、鋪金未畢、天皇崩、皇后副即位、是持統天皇也、爲遂<sup>大才</sup>大上天皇前緒、高市郡建寺、安置佛像經論等、本藥師寺是也、

齒城寺者 天武天皇御宇

近江國滋賀郡錦織南鄉、与多右大臣建立、父太政大臣大友家地也、依父遺謀建立之、本尊丈六拈勒也、智證大師依山王御語渡於大唐國、受持佛法還本朝、海中老翁現大師船舫、我新羅國明神也、和尙受持佛法、至于慈尊出世、爲護持來向也、着岸之時、所持佛像法門運納於大政官、于時老翁忽來云、此日本國在一勝地、我先到彼地、早以點定、申於公家、建立一伽藍、安置此佛法、大師到滋賀郡齒城寺、問寺案内、一人老比丘、名謂教待、出來云、此寺建立以後百八十餘年也、有建立檀越子孫者、即教待先祖大友与多、奉爲天武天皇所建立也、彼

二重中門 一字五拜、金剛像、力士像、

寶幢四基、二本廊東西、一本廊乾角、一本廊良角、

南大門 一字五拜、東大門 一字五拜、西大門 一字五拜、北大門 一字五拜、食堂 一字五拜、文殊并像、賓頭盧比丘像、東坊

廿四間五拜、西坊廿四間、甲藏 一字五拜、政所町、大廳屋 一字五拜、小廳屋 一字五拜、雜舍十六字已上五拜、

大衆町、炊屋 一字五拜、大屋 一字五拜、食備屋 一字五拜、藏 二字五拜、別所廁屋 一字五拜、四面垣迴肆百捌拾五丈四尺、

寶物、幡柴拾流大掛旗、沉香五百兩、淺香一千兩、麝香六千兩、龍腦香七百兩、薰陸香二千七百兩、金二千兩、銀三千兩、

食封三百烟、

近江國淺井郡岡本郷五十烟、遠江國長下郡幡多郷五十烟、信濃國筑摩郡荒田郷五十烟、相摸國足上郡大伴五拜五十烟、上總

國埴生郡山田郷五十烟、常陸國行方郡常麻郷五十烟

乙卯歲割分儲君切封內 永劫勅納既早、田園、河內田地拾貳萬捌千六百肆拾代、〔\*〕脫文アルカ守屋臣子孫從類二百七十三人、弓削立村居處〔五カ〕辭、出家入道爲度外者、與隆佛敎

詔囉玄風、天皇不聽、不敢固辭、故製十七憲章、爲王法之規模、流布諸惡莫作之敎、爲佛法之棟梁、遂受五戒名曰勝方、往

昔在婦人之時、釋迦如來說勝方經、以其因緣故講說是經、肇製義疏、衡山數十身修行持誦法花經、故後製義疏、百濟、高麗、

任那、新羅、貪狼之情、恒以強盛、攝伏彼等州、爲令歸伏、造護世四天王像、向置西方、復代之世、王位固令守護、莫傾

國之臣、存忠貞之懷、佛子勝方敬奉請三世諸佛、十方賢聖梵尺四王、龍神八部、一切護法等、起誓言、是敬田院、定戒律之

場、放逸者削跡、慈心者常住、弘道與敎、法花勝方兩部經典六節講演其供養新、以東生郡六箇坪水田、應輸物獻供而已、

每月六齋日、寺町四面內、敎生禁斷、堂院僧防飼養牛馬道〔長〕以制亦、清淨寺地莫令汗穢、掠取〔物〕不加修補、任意誤犯、如

是無慚者、會非佛弟子、護世四王嗔加呵責、若有後代不道主邪逆臣、若掠犯寺物、若破壞善願、令獲破辱三世諸佛十方賢聖

之罪、在無間獄、永莫出離、子孫苗裔無量災、壽命短促、官位失亡、雷電霹靂悉以震裂、若有與隆輩、官位福榮自以相續、

子孫世々常安常樂、悉殖勝因、吾入滅之後、或生國王后妃、造建數大寺塔於國之所、造置數大佛并像、書寫數多經論咒義、

施入數多資財寶物田園等、或生比丘、比丘尼、長者、卑賤身、弘興教法、救濟有情、是非他身、吾身是耳、若修理物用盡無其新、申請公家以之宛用矣、玉造岸西方瓦燒置二万枚、埋藏窟穴、至修造時、鑿取用而已、須多施入封戶田園、可令無所乏、雖然未然〔未代〕道俗無憾、貪欲日々增競爭寺物、應墮三途八難中、假令雖無寺物、曾莫滅亡、若有國郡司邪心、寄事公家奪妨田地、還爲俗財、狩捕寺奴婢令驅役之時、定知佛法滅盡早、當于斯時、王位日々競、君臣僭序、奪靜國務、父子義絕、國王后妃其數滿國、官物滅亡、王臣相共恒乏飢渴、鬼神悉嘖、疾疫日々、百姓擾亂、兵斂綿々、可哀可傷、若擎一花一香、恭敬供養、若以一塊一塵、拋入此場、遙聞寺名、遠見拜禮、如斯等者結一淨土緣、唯不混王土、不攝國郡、不掌僧官、資財田地併以委護世四天王、悉以攝順、後々代々妨障永可斷、復四箇院建立意趣、何以識乎、施藥院是令殖生一切芝草藥物之類、順方令藥、隨各所藥、普以施与、療病院是令寄宿一切男女無緣病、日々養育如師長父母、於病比丘相順療治、禁物〔禁物〕薪肉、任所願樂令服着愈、〔恒〕日々期、祈乞三寶、至于無病、莫違戒律努々、悲田院是令寄住貧窮孤獨單已無賴者、日々養顧莫令致飢渴、若得勇壯強力時、可令役仕四箇院雜事、其養料物、攝津河內兩國、每國官稻各三千束、以是供用而已、三ヶ院國家大基、教法要、敬田院、一切衆生歸依渴仰、斷惡修善、速證無上并處也、四箇院建立緣起大概如斯、

乙卯歲正月八日皇太子佛子勝鬘

是緣起文納置金堂內、鑿不可披見、手詠狼藉、

笠置山緣起

天智天皇第三皇子、出宮遊獵山城國相國郡、入一深山忽得鹿、馳馬越峯渡谷、不憚石巖、付鹿追行、鹿欲遁矢心深、自高巖上捨身逃落、王子之馬不走留、同欲落、前之二足既離巖在虛空、皇子餘命在只今、我身欲失、日晚魂消、不能引手繩、無力返蹄、悲歎之餘、心中誓願、我願爲此山之地主、顯彌勒像、令保今度之命〔命〕云、卽隨所念、馬忽留〔身〕亦全、佛神之靈應於愛願之間、喜悅信伏、淚下兩行、但此深山人跡絕、奇巖聳、雖造佛誰來拜之、設雖造雨露忽犯、爭得久、思惟未定之間、日暮路遠、以後日來、欲迴意匠之間、爲後脫御笠、置石上而還御、其後經數日、歎願之難遂、向彼山、尋泉河流、登置笠峯不遂、有一童子、其形良非普通人、貴人上臈氣色也、愛王子云、我在造佛之願、爲之〔何〕何、童子云、我奉造助君願云、

雖奇思給、与童相共趣彼山、於山之北之麓、河之南際、童子忽失早、即黑雲覆峯、荒風忽吹、大雨團降、雷電霹靂、大地欲破、山峯欲崩、我有何罪、依何科、忽遇此災、愁歎而有余、雖然無程天明靜、成奇登峯見之、所置笠之巖恣削之、其面如掌、彼面五丈之弥勒彫刻之、相好殊妙如生身、彫藍田之青所、似毗首渴摩造梅檀之像、顯兜率之妙相、同末田尊者寫生身之質、雖經五十六億七千萬歲不可朽、待三會之下生、及千佛之出世、利生可無限、况哉天人雨降、常成供養、古今類少者歟、

### 大安寺緣起

中天竺舍衛國祇園精舍、以免率天宮爲規模焉、大唐西明寺以彼祇園精舍爲規模焉、本朝大安寺以彼西明寺爲規模焉、寺在大和國添上郡、其寶塔花籠、佛殿、僧房、經藏、鐘樓、食堂、浴室、內外重構不遑具記、其自小及大、蓋起於上宮太子熊凝精舍矣、太子者用明天皇之第二子、用明天皇崩崇峻天皇立、天皇立崩推古天皇立、用明天皇同母妹、上宮太子之外母也、太子生而能言、有聖智、及狀一聞十人之訴、一辨明、兼知未然、習釋教於高麗僧惠慈、秘奧之文莫不貫綜矣、是以父天皇特敬慶、令居南上殿、上宮之名自此而得矣、推古天皇廿五年丁丑、太子爲知將來入定、即便奏天皇曰、後代帝王多可短祚、非佛法力何敢救護、願建一精舍於熊凝村、修種之佛事、護代之皇位矣、廿九年辛巳、太子薨于斑鳩宮、其將薨之時、天皇聞而愍之、勅田村皇子屢問太子病、其勅曰、朕聞太子寢疾將遷他界、每加慰問言与涕並、痛乎哀哉、其難再遇、若有所願、朕將隨之、太子報天皇曰、臣幸以宿因忝生皇門、欲報之德、昊天圖極、况非其器久執朝柄、聖恩未酬浮生將盡、以此爲思、奈無所願、但欲以熊凝精舍、獻朝廷成太寺、是只保護皇胤之故也、又私語曰、善哉皇子、是我姓男、滿朝郡臣濟之、汝勅命來而訪我、以此精舍又付屬汝、令汝子孫世之繁昌矣、於皇子稽首再拜、謹承其旨、只以所報還奏天皇、且悲喜、欲化熊凝精舍、以成大伽藍矣、推古天皇崩、舒明天王立、天皇即田村皇子也、時人以爲、皇子信受上宮太子遺託之故、自得佛力登帝位也、天皇踐祚之初、百濟河側擇勝地、移精舍曰百濟大寺、復次封邑三百戶良田二百町、種之財寶一之施入、令諸惠衆學侶集住于寺中矣、尔時造寺司等、多代社樹、社神悉怒、放火燒寺、天皇愁悶之間、寢僖非常、遂崩于百濟宮矣、及崩以寺崩附屬皇極天皇、即位、令造寺司阿倍掠橋穗積百足等、遵先帝遺旨、日夜營造之、天王以寺付屬孝德天皇、

方極樂淨土之東門當中心云々、仍太子自書給額文、

尺道如來（輪廓ハ朱線）  
轉法輪所  
當極樂土  
東門中心

件寺巨細記太子傳也、

〔約三行アキ〕

高野山 金剛峯寺

件寺者、弘法大師建立也、弘仁七年、依犬飼教建立、後又一人之仙人、當山仁奉道引者也、仙人ハ則丹生明神也、号天野宮、又犬飼ハ高野明神也、皆失了、本堂者十六丈大塔、安五仏、号金剛峯寺也、承和二年三月廿一日、出東寺入定當山給了、

天台  
楞嚴院

慈覺大師建立也、安觀音、不動、毗沙門、又自唐所渡之舍利在之、貞觀二年建惣持寺、修舍利會而、永此山仁行之、奉請多僧、調音樂修之、貞觀七年建常行堂、奉讚阿旃陀如來也、

〔約一行アキ〕

志賀寺（梵尺寺）

件寺者、天智天皇御願也、本尊丈六拈勒也、此地引之時、三尺計之塔一基（堀之）掘出之、是阿育王之八万四千塔之隨一也、天平勝宝八年二月十五日、橘奈良麿始行傳法會也、講花嚴經等之諸經論等者也、寄進田廿町者也、号梵尺寺、或記云、延曆五年正月建立云々、

笠置寺

件寺者、天智天皇御願也、本尊丈六石像拈勒也、貞慶上人久住當寺給了、云般若臺所也、

天台  
勝樂院（應） 广德二年二月廿六日供養

廣隆寺



# 諸寺縁起集 菅家本

## 解題

菅家本諸寺縁起集は、すでに續々群書類従、大日本佛教全書におさめられているが、どちらも前半の部分だけであって、後半はこれまでかつて刊行されたことがない。しかもその前半の刊本には、かなり訂正を要する箇所があるので、ここに併せて全文を刊行することにした。原本の調査を許された菅家に對しては、心からの謝意を表する次第である。

またこの本についての論考は、私の知るかぎりでは、次の三編にとどまる。

會津八一 「南都七大寺巡禮記の述作年代について」 東洋美術第七號

足立 康 「七大寺日記」と「七大寺巡禮私記」 東洋美術第十六號、昭和七年十一月

同 「南都七大寺巡禮記」の研究 東洋美術第十七號、昭和八年四月

(足立氏の二編は、其後の補訂をへて、「日本彫刻史の研究」昭和十九年・竜吟社におさめられている。)

足立君の論文はすぐれたものであるが、原本にあたっての話でないので、物たりない所がある。それで以下、原本の説明に加えて、いささか私見を記すこととする。

まず原本の體裁は、袋綴の冊子で、縦二八・七センチ、横二三・三センチほど、紙數九十三枚(表紙および裏表紙を加えて)である。綴目は二箇所、紙燃でとじてある。用紙にはほとんど全部に裏文書がある。

表紙も裏表紙と同様の紙であって、表紙は中央に「諸寺縁起集」と題し、向って左下に「大乘院」と墨書がある。ところで、この表題は本来のものとは認め難い。というのは、表紙には約半分ほど本来の紙が失われていて、裏打の紙だけが残っているのであるが、この表題はほとんど裏打だけの部分に書かれているからである。本来の紙にもすしはかかっている。それで本来の紙にこ

くわずか残っていた當初の表題を補足して、裏打に書加えたと思えなくもないが、字のつながりぐあいからいって、やはり全部を後から書き足したとする方が自然である。下方に「大乘院」とある墨書は、裏打にほんのすこしかかっているが、九分九厘まで本の部分に書かれている、表題とは別筆であろう。それから「大乘院」とある向って左側に「寅清」と墨書がある。かつてこの本の所有者の署名である。寅清という人については、まだ詳しく調べていないが、この署名と表題とは、書風ないし異色がよく似ていて、表題も寅清の筆らしく見える。なお、この署名のある紙は、原表紙とも裏打とも別な紙である。第三の紙をはりつけたのである。

次に見返の部分は、向って右寄に約六行文字があるが、やはり本紙自體が大半なくなってしまうていて、ごく僅かの部分が残っているにすぎない。要するにこの部分は、本文補訂のための覺書を書きつけたものと思える。

この覺書以下、目次と本文とを通じて、筆者は一人と認められる。ただし全部を順序よく、順々に書いていったものではない。目次にも本文にも、後に補ったと思われる部分<sup>九</sup>がかなりある。原本を見ると、書かれた場所、筆つき、あるいは墨色のちがいがなどではつきりと區別される。以下、後から補われたと認められる部分を列記しておく。

イ、目次のうち、寺名の傍、および下部に小さく書いてある註。

<sup>九</sup>十五大寺内七六

たとえば「東大寺」とある「<sup>九</sup>十五大寺の七六」、また「當磨寺釋林寺号号方法釋院」の「釋林寺号号方法釋院」。

(ただし末尾の金剛山寺、永福寺、不空院、法興寺の注は寺名と同じ時に書かれている。)

ロ、目次のうち、末尾の勸學院以下、佛師名に至る部分。

ハ、各寺院の所在地を記した註、たとえば東大寺の場合「大和國平城左京一條二條八九坊、添上郡」。

一、東大寺經藏(31頁)の註、「号二查」、及び記事、「件藏者在 一、東大寺寶藏(32頁)の註、「号三号」  
尊勝院之東」

一、東大寺淨土堂(33頁)の記事、「以後之分散合十六…粒超 一、東大寺東南院(32頁)の記事、「藥師堂修正者…三論宗故  
題三粒」 也」

一、東大寺阿伽井(34頁)の名稱、及び記事



記事、「建立之時鳥飛去…在龍蓋寺南」

一、橘樹寺(354頁)の註、「号菩提寺…高市郡」

一、當磨寺(355頁)の註、「禪林寺」

一、法花寺(357頁)の註、「金堂佛後…本尊也」及び「善財知識…高一尺」

一、本長谷寺新宮社(358頁)の註及び記事

一、大宅寺(360頁)の註、「号難波皇子寺」

一、金剛山寺(361頁)の註、「号矢田寺」

一、松尾寺、岡本寺、三井寺、中宮寺、葛木寺、妙樂寺、立部寺、定林寺の名稱及び記事(361・362頁)

一、三井寺(362頁)の註、「号園城寺」及び記事、「天武天皇即位十二年…宗叡阿闍梨云々」

一、勝樂院(364頁)の名稱及び記事

一、神護寺(367頁)の名稱及び記事

一、法城寺塔(368頁)の記事、「承德元年十月新堂供養」

一、長講堂(368頁)の名稱

一、法勝寺(369頁)の傍註、「在行幸」「十月十三日天台二會之一也」及び記事、「永保三年八月…建長五年十二月廿五日阿ミタ堂供養」

一、取勝寺、円勝寺、成勝寺、延勝寺(369・370頁)の供養年月

一、取勝金剛院(370頁)の名稱及び記事

一、橘寺(354・355頁、橘樹寺ノ部分ニアラズ)の名稱及び記事、享徳元年書寫の記

一、妙樂寺(366頁)の註、「号多武峯…十市郡」及び記事、「天武朱鳥二年…入滅四十二」

一、法花寺學問所(367頁)の部分の細註、「當時金堂…不見給如何」

一、現光寺(359頁)の註、「号檜曾寺」

一、超昇寺(361頁)の記事、「法鉢也、俗名高岡親王」

一、永久寺(361頁)の註、「号内山寺」

一、今勝寺(362頁)の名稱及び記事

一、延曆寺講堂(363頁)の割註、「仁明天皇…大日如來」

一、醍醐寺(367頁)の註、「号小野、東寺末寺也」

一、桐尾寺(367頁)の名稱及び記事

一、法城寺(368頁)轉輪院觀音院の名稱

一、円宗寺(368頁)の註、「二會内也」及び記事「爲北京三會」

一、金剛心院、觀喜壽院、淨金剛院(369頁)の名稱及び記事

一、延勝寺(370頁)の次の「自法勝寺…六勝寺云々」

一、惣持寺(370頁)供養の註

- 一、取勝光院(370頁)の名稱及び記事
- 一、蓮花王院(368頁)供養の註
- 一、法琳寺(368頁)の名稱及び記事
- 一、珎正寺(368頁)の註、「東寺末寺」

一、法界寺(368頁)の註、「日野」

一、金剛山寺(368頁)の註、「矢田」

一、不空院(368頁)の註、「春日山」

一、梵釋寺(368頁)以下においては、卷末にいたるまでの全部。

一、上記はすべて補足であることがはっきりしているものである。ほかにもいくつか補足と見なした方がよいと思われる箇所があるが、はっきりそうといきれないので、ここにはあげなかった。

一、なお上記は、すべて形式上、即ち書かれた場所、筆つき、墨色などから補足と認めたのであって、内容の上からの推定は全く加わっていない。

このように補足とみなされる部分を別にすると、それ以外の主要部分は、まず本文の「南都七大寺巡禮記」とある内題以下、東大寺から清涼寺までの部分(361-368頁)が、一氣に書きかされたと思われる。そして記事の多い最初の部分、即ち東大寺以下法隆寺までは、寺ごとに頁をかえているが、中宮寺以下になると、そうでなくなる。のちの書入を豫想してのことであろう。各の建物のあとに、かなり餘白を残しているところがある。東大寺不齋堂のあとには約七分分、大湯屋のあとには約八行分の餘白がある類である。それほどではなくても、次にうつる前に餘白を残している箇所は、いくらかもある。このように最初の過程を清涼寺で一くぎりつけたと見るのは、本文には各の寺の上部に、朱で合點がつけてあるが、その合點が清涼寺で終っているからである。ここまで本文を書いた後に、その部分の目次が付けられたと見える。目次は本文のはじめの部分ほど筆つきが角ばっていないし、墨色もそ

一、安樂心院(368頁)の名稱  
一、寶莊嚴院(368頁)の名稱及び註

一、尊勝寺(372頁)の供養の註

一、勸修寺(372・373頁)の記事、「大威儀師承俊、法相宗東大寺  
…延喜 年 月 日」

一、金剛壽院、勝光明院、取勝四天王院(373頁)の名稱及び記事

一、永福寺(376頁)の註、「關東二階堂」

一、教興寺(376頁)の註、「河内國」

れほど濃く一定していない。それに「諸寺縁起」という總括的な内題が付けられていることも、考えの内にいれなければならない。

第二の過程としては、金剛山から法興寺までの部分(376頁)が付け加えられたものと思われる。これらの六つの寺は、ちゃんと目次にも出ているし、割合に早く付け加えられたものではあるまいか。しかし、清涼寺までの第一過程とは區別したい。朱の合點は別にしても、その中の金剛山寺は重複している。すでに永久寺の前に出ているのを、またここでとりあげているのは、ずっと積りて書いたものとしては了解しかねる。第三以後の過程はまるきり見當がつかない。

ところで、いわゆる第一過程の性質はどういうものであるか。すでに本として他人の手で一應完成していたものを、そのまま寫したのか、それとも自分の草稿を清書したのか。これはこの本の性質を見きわめる上に、大切な問題である。しかしここではしばらくにおいて、筆者編者を考える時に、とりあげることにする。

次にこの本の内容はどんなものから作りあげられたか、それを調べてみよう。もともとこの點はすでに福山君の手で整備され、各項ごとに上欄に關係記事を番號で示してあるから、蛇足を加えるようなものだが、一應總括的に記しておく。

すでに足立君の所説があるように、この本の東大寺以下法隆寺までの部分は、大江親通が保延六年にあらわした七大寺巡禮私記をもとにして成立している。本文にもいく所か「散位大江親通集云」「親通之記云」などとして、それを参照したことがはっきりと見えてゐる。また「或記云」としてある所でも、藥師寺金堂の「或記」は巡禮私記そのものである。ついでに記しておくが、東大寺銀堂の「或記云」は、巡禮私記に「或記云」とあるのを、そのまま使ったものである。この本の文章それ自體、概して省略されてはいるが、巡禮私記のものを、ほとんどそのまま使っている。ことに法隆寺の條など、巡禮私記の文章でないところは、ほとんどないといつてよいくらいである。また寺の順序も私記のとおりである。「南都七大寺巡禮記」という内題も「七大寺巡禮私記」を念頭において、つけられたものではあるまいか。

これについては、建保の頃できたと思われる諸項建立次第によるところが多い。ことに河原寺以下長谷寺までの部分(橋寺を除く、353—358頁)、超昇寺(361頁)、法金剛院以下円提寺までの部分(368—372頁)、および梵釋寺以下定心院までの部分(376—377頁)ただし行願寺以下五寺を除くは、建立次第をはなれて考えられない。ただしこの場合は巡禮私記とちがって建立次第という名前はどこにもでてこない。また「或記云」とある場合の或記が、建立次第を指すものと思われるところはある。藥師寺(349頁)、龍蓋寺(356頁)の分がそれである。

巡禮私記ないし建立次第とこの本との關係は、けして偶然とは思えない。この本が大乗院にあったことは、表紙の墨書によつて

明白であるが、いまは法隆寺の所蔵になっている巡禮私記も、東京国立博物館にある晋家舊藏の建立次第も、かつては同じく大乗院の所蔵であったからである。

以上の兩書にくらべると、他の本との関係はずつとうすく、とりたてていうほどのこともない。なお文中に引用した本を明記してあるものには、治安三年十月十七日御修行記(322頁)、寛仁二年七月定心阿闍梨巡禮記(347・348頁)、貞慶上人巡禮記(332頁)がある。しかし前二者は巡禮私記に引いてあるものを、そのまま孫引にしたものである。貞慶上人巡禮記はいまは断わっていない。そのほか太子傳が四個所ほどでてくるが、これは漠然と太子の傳記という意味で、傳暦とか私記とか、特定の太子傳をさすものとは思えない。また「或記云」といった個所はいくつかあるが、上記のものを除いては、はつきりしない。

さて、それならばこの本は一體誰がいつごろ作ったものであろうか。その問題にうつる前に、裏文書のことを記しておく。前記のように、この本の用紙にはほとんど全部裏文書がある。不用になった書状や文書の裏を利用して書かれていたわけである。これらの裏文書についての私の調べは、まだきわめて不備である。しかし大體興福寺關係のものであることは疑ない。種類として、僧侶のいろいろな人たちにあてた書状がおもで、寺領關係の文書がいくつかある。年號を明らかに記してあるものは、享徳三年(1453)が四通、康正三年(1457)と長祿元年(1458)が一通ずつあるが、長祿元年のものを除いては、各々の年の文書の寫しのように見える。また潤卯月と記した書状が二通と、壬八月とある文書が一通ある。前者は康正元年(1456)と推定される。潤八月は享徳元年(1455)と文明三年(1459)とあるが、おそらく享徳元年である。ほかに内容からいって、年代のはつきりするものもあると思うが、全部を解讀し得ていない今、それはしばらくおく、袋綴である上に、裏打として紙を貼ってある部分が多く、また綴目の下にかくれている個所がすくなくない。全體の解讀は解裝される機会でもないかぎりむずかしい。それよりも私自身、享徳ごろの興福寺關係について、まるで知識がないので、何とも處理しかねたわけである。

なお年號があり、また年號の推定される文書のある個所は、次のとおりである、原本の丁数は表紙を第一丁としての計算である。丁數の次に記したのは、その裏文書のある紙に記された本文の、最初の部分である。算用數字は本書での頁。

康正三 原本二丁  
目次のはじめ、319頁

潤卯月 康正元、原本九丁、323頁  
東大寺三面臨坊、324頁

潤卯月 康正元、原本十二丁  
東大寺大湯屋、324頁

享徳三 原本十八丁  
大安寺、328頁

享徳三 原本二十七丁  
興福寺金堂供養事、332頁

長祿元 原本六十八丁  
延暦寺戒壇院、363頁

壬八月 享徳元々、原本七十八丁  
法興院、371頁

享徳三 原本八十丁  
建仁寺、373頁

享徳三 原本八十一丁  
寶幢寺、374頁

ここで注意すべきは、これらの全部が前にのべたいわゆる主要部分（東大寺から清涼寺ないし法興寺まで）に含まれていることである。上記の諸文書はすべて八十一丁以前にあるが、清涼寺の記事は八十二丁、法興寺の記事は八十三丁で終わっている。それであるから、現在知り得た範囲では、いわゆる補足の部分の裏文書には、年次を明らかにし得るものはないということになる。

次にいよいよこの本の作られた年代の問題であるが、これはかなり複雑である。全體を通覧して、本文の中に見える最も新しい年次は、文明十二年（三六〇）である。四恩院のところと善鍾寺のところ（どちらも379頁、原本八十六丁表）に、文明十二年十一月炎上の記事がでてくる。従って本全體としては、文明十二年以前にさかのほり得ないことは確かである。しかし、ここで一應考えなければならぬことは、この年次がどちらも巻末に近い部分に出てくる点である。興福寺關係の記事が雜然とならんでいる部分である。この部分では、本としての體裁はまるで整っていない。いろいろな材料から覺書的に必要な記事を集めたと思ふべきである。そこでここにあらわれる文明十二年を、いわゆる主要部分まで及ぼすことは、いささか躊躇されるわけである。理由は二つある。いわゆる主要部分とそれ以後の部分とは、筆つきがすっかり變つていることが一つ、主要部分の裏文書に見える年次と、文明十二年では、あまり離れすぎていることが一つである。前者についてはもはやくりかえす必要はない。後者については、長祿元年（四三〇）と文明十二年（四三〇）では、二十三年のへだたりがある。

結局私は次のように考えたい。いわゆる主要部分は、もつと前に書かれていた。そして雜錄的なものの追加は、文明十二年以後までつづいていたと。主要部分の書寫年代は、裏文書の年次とそれほどへだたりのない年代、強いていふなら長祿・寛正（四三〇—四三六）くらいではあるまいか。主要部分にある年次で最も新しいのは、興福寺勸學院の條（388頁）の康正元年（四三〇）であるが、原本第二丁の裏文書として、康正三年の年次のあるものがあるくらいだから、それ以前にはさかのほり得ないわけである。

ただ、ここに問題が一つある。それは橘寺の記事の末に（385頁）、「以上享徳元年八月十一日古記書寫了」と記された一行についてである。ちょっと見ると、これは橘寺以前の部分全體に對する奥書のように見える。ことに續々群書類従でも佛教全書でも、この一行で本文が終つているので、ことさらそうである。しかしこれはすでに足立君が言及されているように、橘寺だけのものと見るのが至當である。原本について見るのに、この一行のある紙は、第五十八丁である。この一紙は最初の行に「橘寺」とあり、「鐘樓 經藏」までを表に書き、以下裏は問題の一行で終つていゝ。従つてこの一紙には、橘寺の記事以外にはなにも記されていない。それのみならず、筆つきがちがう。橘樹寺のことを記す第五十七丁と當麻寺のことを記す第五十九丁とは、おなじ調子でつづいてゐるのに、これは同一筆者ながら、趣がちよつとちがう。いかにも異物が間にはさまった感じである。また内容からいっても、直



前に橘樹寺として記されたものに重複する。足立君の「よつて思ふにこの乙(橘樹寺ヲ甲、橘樹寺ヲ乙)を記した一枚の紙は全然別物であったが、たまたま巡禮記の最後に橘樹寺の條があるので、それに因みこの乙を甲に接して綴込むに至つたのであらう。「中略」、これを要するに従來七大寺巡禮記の奥書と云はれてゐたものは、偶々同書の末尾の方に竄入してゐた他書の一葉に記されたもので、無論巡禮記とは何等の關係もないのである。従つてこれにより七大寺巡禮記の述作年代を論ずるのは、甚しい失考と云はねばならぬ。」という結論になるわけである。

たしかにそうにちがいないと思う。しかしそれだけでは何となく後味がわるい。どうして、いつ竄入したかの問題が説明されていないからである。ずっと續けて書いていつ後で適當な材料があつた、ちょうど切目のぐあいもいいしと、それを寫した(或はずでに寫してあつた)一紙を中間にさしこむ、そんなこまかい細工を筆者がやつたとは思えない。おなじ金剛山寺の記事を重複させて平氣な筆者である。たとえそんなものが見つかつたとしても、中間にさしこんだりしないで、後につけておくのが自然だらう。どうもこれは後人が入れかえたとしか考えられない。それにこの本は一度解装されている。綴目の下にかくれているが、各丁にはずっと通し番號がうつてある。表紙を一とし、本文の終の紙を九十二としてある。こういう番號をごく端にうつのは、無論とじたままではできない。その時にでも順序がかえられたのではあるまいか。その番號では、橘樹寺の紙が五十七、問題の一紙が五十八、當麻寺の紙が五十九となつてゐる。この一紙については、あるいは裏文書から解決の鍵が得られるのかもと思う。幸にこの裏文書ははっきりしている。權律師俊盛から因幡法眼御房にあてたもので、十二月卅日付、本文は「恒例寺家御宿衣被進候 恐々謹言」とある。これらの人名から、年次が引出せるのではないかと思うが、識者の示教を得ることができれば幸である。

ついでに、この本の年代についてのこれまでの説をあげると、それは三つある。第一は續々群書類從に、異本奥書として記されている三枝散人のもので、文明年中の述作としている。「其考證見下巻」とある所からして、その根據は、四恩院、善鐘寺の文明十二年炎上の記事と思われる。これは一應正しい。ただ全體をそこまでさげる點には、贅意を表しかねる。なおやはり原本にあつていなかったとみえて、「以上享徳元年…以古記書寫了」の解釋が當を得ていないように思われる。足立君にも一論あるが、なにごん活字本を土臺にしての話なので、何ともいえない。

第二には會津八一氏の説で、橘樹寺の條にある記載によつて享徳元年の著作とするのであるが、それについては前記のとおりである。更に足立君の指摘があるように、本文に康正元年の記事がでてくる。その點からだけでも、この説は成立しない。なお足立君は、興福寺勸學院の條にみえるこの康正元年の記事が、「後の書入と立證されぬ限り」といつておられるが、この記事は完全に書

入ではない。ただ同君の引用に「塔婆事云、康正元年……」とあるが、これは「塔婆事、去康正元年……」の誤である。同君の論文で、「近著」と「去」の使いわけに言及された所があるので一言しておく。

第三は足立君の説で、「康正元年より數年の間」とするその説には、大體同意できる。しかし裏文書からいって、康正元年ではなく、二年後の長祿元年になる。ただし裏文書をもっとよく調べたら、或は更にさがるのかもしれない。それと文明十二年ごろまで書續けられていることを、付加すべきは勿論である。

さて最後に残ったのは、この本の筆者の問題である。これは古くからいわれているように、興福寺大乘院の門主で永正五年(一三〇)に死んだ尋尊であると思う。筆跡からいって尋尊とするほかはない。もっとも尋尊と見まがう筆跡の持主が、ほかにいたとなれば別であるが。

尋尊説に反対したのは足立君であった。しかし同君の場合、原本にあたっていなかつたためであらう。筆者と編者(作者)との混同が生じている。私は筆者は尋尊と思う。しかし、編者(作者)は誰かわからないといいたい。足立君の尋尊説に對する反対は、内容からみて妥當でないという點に、論據がおかれている。大乘院、禪定院、龍華樹院など、尋尊關係の寺院の記載が簡単にすぎること、興福寺の記述にしては巡禮私記に止まっているだけで、彼自身の見聞にもとづく實狀の記載がないこと等が、おもな理由になっている。たしかにそれはそうにちがいない。「本書の作者は何人であらうか、遺憾ながら今日の場合では不明として置くのはかはない。」という見解に對しても、私は一言さえ付加し得るものでない。しかし、それでも筆者はすべての部分が尋尊、主要部分の編者は別人であるが何人か不明、こういう見解をとる。

私の結論、というよりも推測といったほうがよいかもしれない、それは次のようなことである。即ち、まず何人の著作かわからないが「南都七大寺巡禮記」と題する著作があった。それは大江親通の「七大寺巡禮私記」をもとにして、多少の補足を加えたもので、作られたのは足立説のように「康正元年より數年の間」であつたと思える。それに何人か一人であつてもよい、別人でもよい——諸寺建立次第等によつて、かなりの部分をつけ加えた。中宮寺以下清涼寺ないし法興寺にいたる部分である。そういう既存の巡禮記があつたのを、長祿以後數年の間に、尋尊が筆寫した。彼は新しく諸寺縁起集といった類のものを編纂する意志があつたので、一應そういう既存の著作を筆寫した。書入に便利なように餘白もつておいた。それには目次もつけ、諸寺縁起と題した。そして長年にわたつて、文明十二年(一四七〇)ごろまで、いろいろな材料からそれを補足していった。しかしその仕事は單なる補足だけで終つた。興福寺關係をはじめとして、肝要な部分の改訂には、手をつけることなしに終つた。内容からいって尋尊

にふさわしからぬ點は、それがいつでも改訂できると思つた氣やすさから、そのまま放置されたのではあるまいか。どうも尋尊に面會して聞いてきた話のようになってしまった。いささか面はゆくないわけでもないが、今の私としては、このような過程を推定する以外、原本のいろんな姿を解釋する筋道は立たない。敢て諸賢の批正をねがうものである。

なお書きおとしたが、裏表紙には内側の下方に「墨付九拾枚」と墨書がある。これは表紙の「大乘院」と同筆に見える。ただし「九拾枚」はなにか勘定ちがいであろう。本文は九十一枚、表紙をいれると九十二枚になる。前記の通し番號も表紙をいれて九十二になっている。

〔藤田經世〕

本書の前半は七大寺巡禮私記によるところが多いことは明らかであり、東大寺鐘樓の條、藥師寺北僧坊の條、法隆寺金堂前半の條は今日缺失している巡禮私記の部分に據つたと思われるので、参照文獻の欄に(？)印を付けておいた。法隆寺金堂の條は七大寺日記に該當する記事があるが、日記は本書には直接の關係はないと思われる點から、特に上欄には日記を標示しなかつた。また本書は所々に今昔物語語集卷十一、天智、造藥師寺語第十七の冒頭の缺文を補うものとして注目すべきである。また江戸時代の書では興福寺濫觴記、法隆寺記補忘集、東大寺雜集錄などに本書を引用しているが、これらは特に標示しなかつた。

〔福山敏男〕

## 凡例

一、この「七大寺巡禮私記」は菅家舊藏の東京國立博物館本を底本とした。

一、「( )」を用いて記した箇所は、すべて原本に無い部分であつて、私見によつて加えたものである。

一、草昧や行跡で書かれている漢字は、すべて楷昧に改めた。

一、異昧の漢字のうち、普通の分と大差ないものは、普通の昧に改めた。かなり字形の相違する分は、原本に従つた。

一、異昧の假名は、すべて普通のものに改めた。

一、句讀點は、すべて私見によつて加えたものである。

一、本書と直接又は近縁の引用關係のある文獻を、本文の上欄に、下記番號によつて標示し、参照の便に資する。

- 1 聖德太子傳曆（延喜十七年）
- 2 大安寺住侶記（應和二年？）
- 3 弘法大師遺告
- 3a 三寶繪詞（永觀二年）
- 4 巡禮記（四天王寺本古今目錄抄所引）
- 5 巡禮記（上宮太子拾遺記所引）
- 6 扶桑略記（寛治八年）
- 7 東大寺要錄（嘉承元年）
- 8 今昔物語集（保安？）
- 9 七大寺巡禮私記（保延六年）
- 10 建久御巡禮記（建久二年）
- 11 諸寺建立次第（建保四年）
- 12 聖德太子傳私記（寛元頃）
- 13 南圓堂御修理先例（建治三年以後）
- 14 阿婆縛抄卷第二百諸寺略記（弘安二年）
- 15 東大寺續要錄
- 16 興福寺略年代記（建武頃成り書繼がる）
- 17 護國寺本諸寺緣起集（康永四年）
- 18 東寶記（龜應三年）
- 19 興福寺官務牒疏（嘉吉元年）
- 20 大乘院日記目錄（治暦元—永正元）
- 21 大乘院寺社雜事記（長祿元—永正五年）

〔南都七大寺巡禮記〕

表紙中央ニ「諸寺緣起集」ト墨書

向ツテ左下ニ「大乘院」ト墨書  
寅浦

見返、左ノ記アリ、但シ虫喰ノタメ左記ノミ分明

「

定心院深草院

海印寺本願道雄眞言 花嫁□□

貞觀寺

□僧正

安祥寺惠運律師眞言

目次、但シ「」ノ内ハ虫喰ニヨル缺失ヲ本文ニヨリテ補エルモノ

「 諸寺緣起

十五大寺内、七大

・東大寺

十五大、七大

・藥師寺

十五大、七大

・大安寺

十五大、七大

・法隆寺

十五大、七大

・西大寺

中宮寺

興福院

十五大、七大

・興福寺

十五大、本元興寺

法興寺

十五大、七大

・元興寺

十五大

招提寺

十三大

橋樹寺

〔豐浦寺

當磨寺禪林寺  
身万法藏院

龍蓋寺

〔妙樂〕寺

法華寺

長谷寺

現光寺圓會寺

〔豐浦寺

久米寺

信實□山寺

眉間寺

〔白毫寺

大宅寺

超昇寺

金峰山吉野

〔金剛山寺、

永久寺〕

平等寺

清水寺

〔三井寺

延曆寺

四天王寺

高野山

〔楞嚴院

志〕賀寺

空置寺

廣隆寺

法輪寺

鞍馬寺

教王護國寺東寺

眞言院

醍醐寺

平等院

法城寺〔成〕

東北院

円宗寺

西北院

法金剛院

法勝寺

尊勝寺

取勝寺

円勝寺

成勝寺

延勝寺六ノ内、近福院

法性寺

極樂寺

慈德寺

崇福寺

惣持寺

仁和寺

積善寺

井樹院

勝金剛院

德長壽院

蓮花王院

波命院

法興院

大日院

觀喜光院

尊勝寺

世尊寺

正法寺

眞如寺

円融院

円提院

澄金剛院

勸修寺

〔法〕界寺

南禪寺

天龍寺

相國寺

〔建仁寺

東福寺〕

万壽寺

等持寺

〔臨川寺

眞如寺

安國寺

寶幢寺

〔普門寺

廣覺寺〕

如光寺

建長寺

〔円覺寺

壽福寺